

品目分類の考え方（機械類の部分品）

事前教示制度の利用方法



財務省・税関 分類センター

1. 品目分類の考え方

2. ケーススタディ（卑金属製品、機械部品）

3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

～検索方法、問い合わせ先一覧等～

- ※ 本資料に記載しているHSコードは、特に断りのない場合、HS2022に基づく番号を記載しています。
- ※※説明は簡略化しており、注や項の規定については一部のみを取り上げています。実際の分類は、部、類及び号の注並びに項及び号の規定に従うため、HP等で実際の規定をご確認願います。

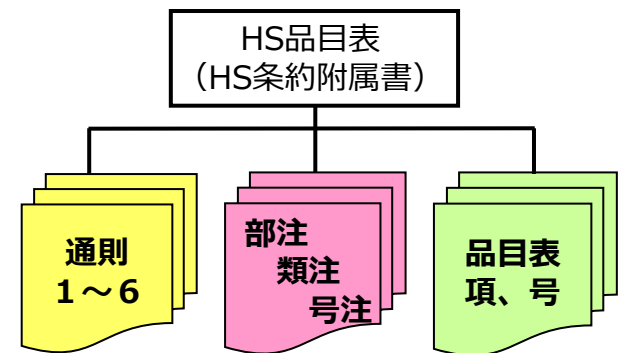
1. 品目分類の考え方

HSコードとは？

輸出入の際に物品を分類する
4桁又は**6桁**の番号です。

我が国の関税率表（関税定率法の別表）は、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいています。

HS条約の附属書は通称「HS品目表」、HS品目表に規定される4桁又は6桁の番号をHSコード又はHS番号と呼びます。



HSコードは、世界共通、輸出入共通のもの

なお7桁目以降の細分は各国で定めており、日本では、3桁の細分を輸出と輸入で、それぞれ設定しています。（統計品目番号（9桁））

HSコードを決定するには、

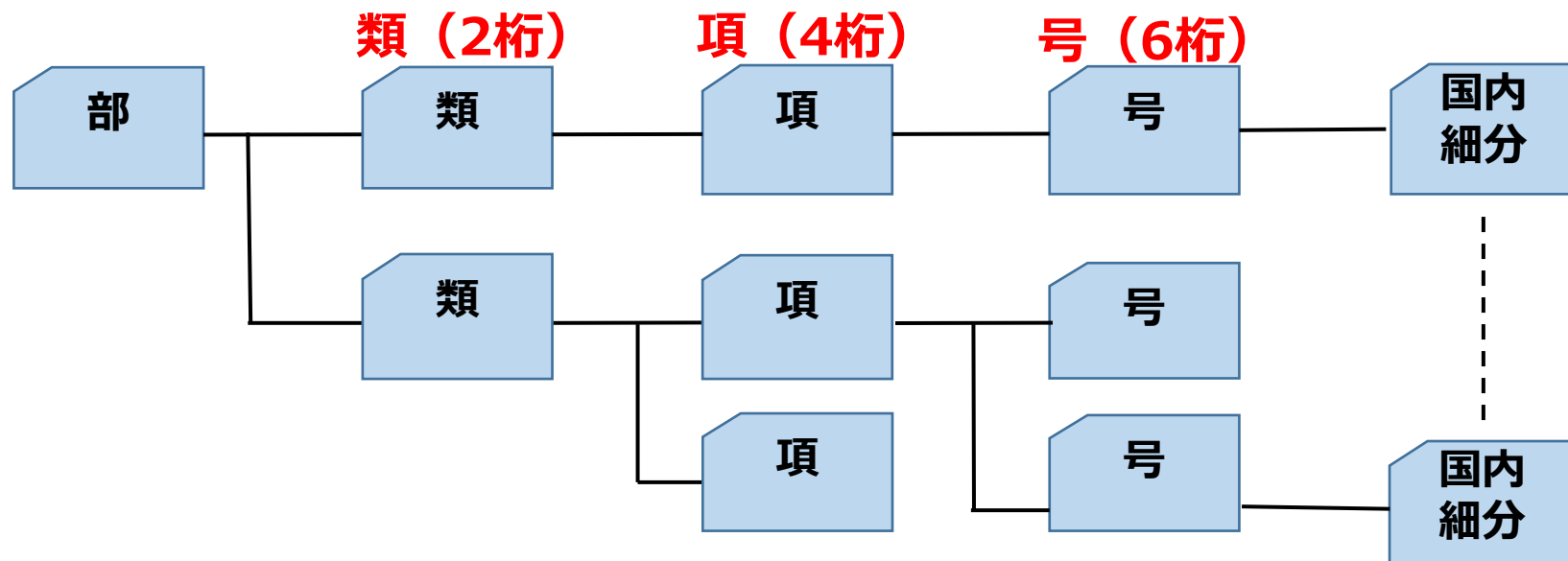
「関税率表の解釈に関する通則」の理解が重要！



関税率表における物品の所属の決定についての原則（ルール）を示したのですが、物品の正しい情報が必要となります。

1. 品目分類の考え方

関税率表の構造



HS品目表は、国際貿易で取引される物品を系統的な形式で配列しています。それらの物品は、ほぼ産業別の「部」と、原料、材料等の素材をその加工度によって、又は素材には関係なく用途、機能等によって「類」に区分されています。「部」の数は21、「類」の数は96あります。一つの類に多数の物品が含まれる場合、グループごとに「節」で区分されていることもあります。「項」の数は1,227あり、項の下細分である「号」は5,611あります。

1. 品目分類の考え方

関税率表の解釈に関する通則

通則とは、国際貿易において、統一的に分類するためのルールです。

項の所属
(4桁)

通則 1

基本原則

通則 2

項の範囲を拡大

通則 3

二以上の項に属するとみられる場合の決定方法

通則 4

属する項がない場合の決定方法

通則 5

収納容器、包装材料、包装容器

通則 6

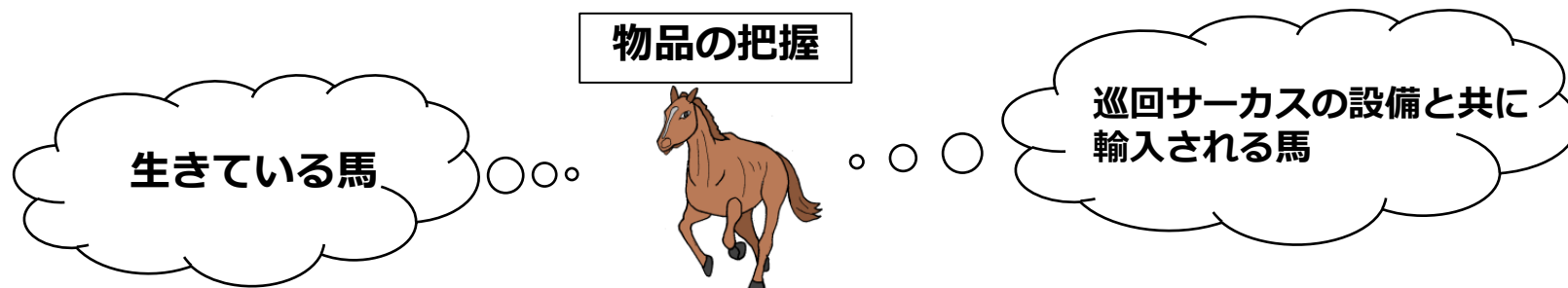
号の分類に関する原則

号の所属
(6桁)

1. 品目分類の考え方

HSコードは、**関税率表の解釈に関する通則に従い、決定！**

- POINT**
- ①**物品の把握**：分類したい物品の原材料や性状（形状）、構造等が必要です。
 - ②**通則1**：HSコードを検討する際は、項（4桁）の規定及びこれに係る部又は、類（2桁）の注の規定に従い、候補となる項を検討していきます。



番号 H.S.code	Description
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
95.08	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備

第1類 動物（生きているものに限る。）

注1 この類には、次の物品を除くほか、※ **一部抜粋**
すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

(c) 第95.08項の動物

【類の注の規定】

【項の規定】

注）HSコードは、「提示の際の現況」で決定するものであり、End useで分類されるものではありません。

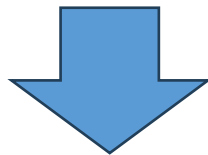
1. 品目分類の考え方

HSコード決定までの3ステップ

1. 物品の把握



2. 候補となる項の特定



3. 分類の決定

1. 品目分類の考え方

ステップ1：物品の把握

HSコードは、「提示の際の現況」 （関税法第4条「関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告における現況による。」） で決定するものであり、使用者が最終的にどのように使用（最終用途）によって分類が異なるものではない。

つまり、同じ物品を違う使い方をしたからといって分類は変わらない。



分類する物品の原材料や形状（性状）、構造等を確認

原材料：何からできているか？

性状：どのような構造、状態、形状のものか？

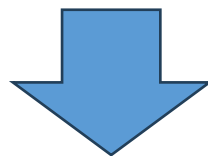
製法：原材料をどのように加工し、作られたものか？

用途：何に使うことを意図して作られたものか？

1. 品目分類の考え方

ステップ2：候補となる項の特定

分類する貨物が、関税率表のどの所属区分に該当するかの候補の検討を行う



例えば、

分類する貨物が機械の一部を構成するものである場合、

どの部注、類注、項の規定等を検討する必要があるか。

1. 品目分類の考え方

例

第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

機械の部分品の分類

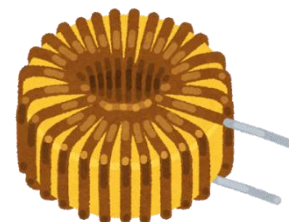
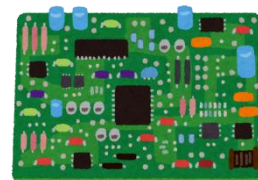
ステップ2：候補となる項の特定

機械の「部分品」に関連する注

◆第16部（第84～第85類）注2

◆第17部（第86～第89類）注2、注3
（省略）

◆第90類注2



第16部注5

1から4までにおいて「機械」とは、84類又は85類の各項の機械類及び電気機器をいう。

1. 品目分類の考え方

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第84.87項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。
- (b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。
- (c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第84.87項又は第85.48項に属する。

1. 品目分類の考え方

第16部

注

- 2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

84.84項 ガasketその他のこれに類するジョイント（他の材質と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール

85.44 項 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）

（85.45項～85.47項の記載は省略）

1. 品目分類の考え方

16部注2

機械の部分品（第84.84 項又は第85.44 項から第85.47 項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84 類の注1 又は第85 類の注1 のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

（a）当該部分品は、第84 類又は第85 類のいずれかの項（第84.09 項、第84.31 項、第84.48項、第84.66 項、第84.73 項、第84.87 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項、第85.38項及び第85.48 項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

（b）（a）のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79 項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項若しくは第85.38 項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17 項の物品及び第85.25 項から第85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。

（c）その他の部分品は、第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項又は第85.38 項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第84.87 項又は第85.48 項に属する。

①まず除外規定を確認

②該当する項

③特定の機械に専ら又は主として使用

④他の部分品

順番に検討¹⁴

1. 品目分類の考え方

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第39類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第40.10項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第40.16項参照）

(b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.05項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c)～(f) 省略

(g) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）

(h)～(q)省略

1. 品目分類の考え方

第15部注2 汎用性の部分品

- 物品の専用部分品は、一般的には、機械類等の部分品として関連する注や項の規定により分類。
- 15部の注2に規定された汎用性の部分品で単独に提示されるものは、この部のそれぞれ該当する項に属する。（例：自動車用に特に作ったばねが単独に提示された場合、ばねは73.20項に属し、87.08項の自動車の部分品には属しない。



15部注2

この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。

- (a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品(省略)
- (b) 卑金属製のばね及びばね板(時計用ばね(第91.14項参照)を除く。)
- (c) 第83.01項、第83.02項、第83.08項又は第83.10項の製品並びに第83.06項の卑金属製の縁及び鏡

第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで(第73.15項を除く。)において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。

1. 品目分類の考え方

第84類注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第68類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品
- (b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類(材料を問わない。)の陶磁製の部分品(第69類参照)
- (c) 理化学用ガラス製品(第70.17項参照)並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品(ガラス製のものに限る。第70.19項及び第70.20項参照)
- (d) 第73.21項又は第73.22項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの(第74類から第76類まで及び第78類から第81類まで参照)
- (e) 第85.08項の真空式掃除機
- (f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ
- (g) 第17部の物品用のラジエーター
- (h) 動力駆動式でない手動式床掃除機(第96.03項参照)

第85類注

1 この類には、次の物品を含まない。

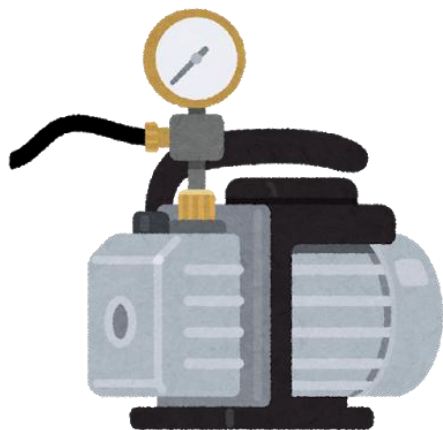
- (a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品
- (b) 第70.11項のガラス製の物品
- (c) 第84.86項の機械類及び器具
- (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置(90.18項)
- (e) 第94類の電気加熱式家具

1. 品目分類の考え方

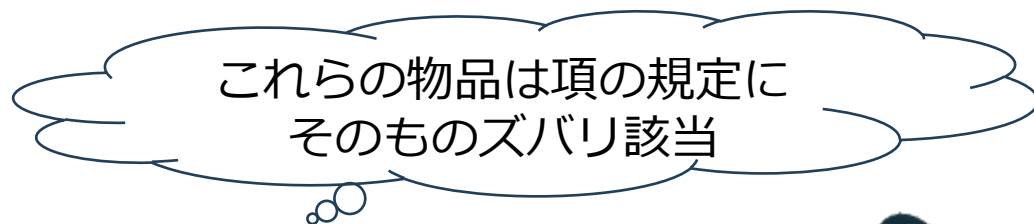
第16部注2

(a) 当該部分品は、第84 類又は第85 類のいずれかの項（第84.09 項、第84.31 項、第84.48項、第84.66 項、第84.73 項、第84.87 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項、第85.38項及び第85.48 項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(a) 該当する項に所属



第84.14項 真空ポンプ



第85.07項 蓄電池



第85.32項 コンデンサー

第84.79項、第85.43項も含めて、まずは、項の規定に該当するか否かを検討

1. 品目分類の考え方

第16部注2

(b)(a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第84.79 項又は第85.43項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項若しくは第85.38 項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17 項の物品及び第85.25 項から第85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。

(b) 特定の機械又は同一の項の複数の機械に専ら又は主として使用
(a) を除く)

1. この規定により、部分品が「これらの機械の項」に分類されるとき、すなわち、材料として使用した部分品と最終産品である機械が同じ項に分類される場合(項の中に部分品の号がある)
2. 第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項若しくは第85.38 項のうち該当する項(項の規定が「第xx.xx項から第xx.oo項に専ら又は主として使用する部分品」)
3. ただし、第85.17項、第85.25項から第85.28項の物品に共通して使用する部分品 ➡ 第85.17項

1. 品目分類の考え方

第16部注2

(b) (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79 項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項若しくは第85.38 項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17 項の物品及び第85.25 項から第85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。

例えば、

84.09項 第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品

84.07 項 ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）

84.08 項 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）

1. 品目分類の考え方

第16部注2

(c) その他の部分品は、第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項又は第85.38 項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第84.87 項又は第85.48 項に属する。

(c) その他の部分品

第84.09項等の部分品が所属する項

➡ 該当する項がない

➡ 第84.87項又は第85.48項

84.87項 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）

85.48項 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）

1. 品目分類の考え方

第90類注2

この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

①まず注1の除外規定を確認

(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

②該当する項

(b) (a) に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第90.10項、第90.13項又は第90.31項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

③特定の機器に専ら又は主として使用

(c) その他の部分品及び附属品は、第90.33項に属する。

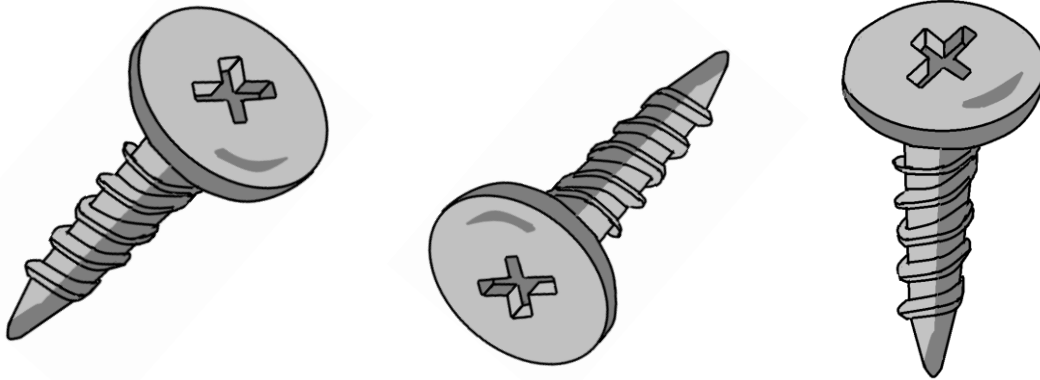
④の部分品

第16部注2と同様の構造

順番に検討₂₂

2. ケーススタディ

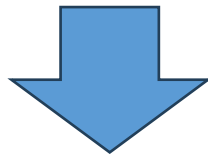
例 1



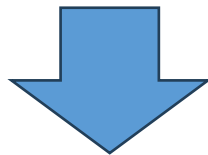
2. ケーススタディ

HSコード決定までの3ステップ

1. 物品の把握



2. 候補となる項の特定



3. 分類の決定

2. ケーススタディ

ステップ1：物品の把握

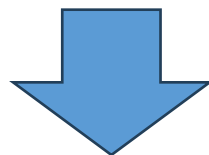
分類する物品の原材料や形状（性状）、構造等を確認

原材料：何からできているか？

性状：どのような構造、状態、形状のものか？

製法：原材料をどのように加工し、作られたものか？

用途：何に使うことを意図して作られたものか？



原材料：鉄鋼製

性状：ネジ部有、頭部にプラスドライバーで締められる十字の溝有

製法：切削

用途：機械各部分の固定

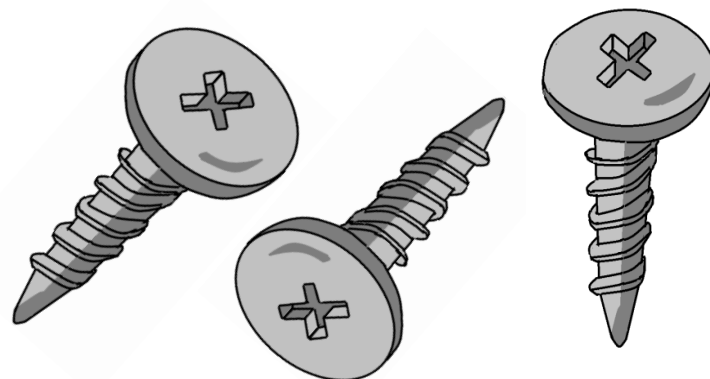
本品は、プラスチック加工機械の部材の固定に使用される。

2. ケーススタディ

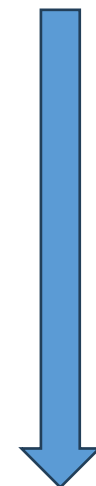
ステップ2：候補となる項の特定

分類する物品が、関税率表のどの所属区分に該当するかの候補の検討を行う

まず、第16部注2から検討



- ①除外規定を確認(汎用性の部分品等)
- ②第16部注2(a)該当する項
- ③第16部注2(b)特定の機械に専ら又は主として使用
- ④第16部注2(c)他の部分品



順番に検討

2. ケーススタディ

ステップ3：分類の決定

①除外規定を確認（汎用性の部分品等）

15部注2 汎用性の部分品

「2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。」

73.07項、73.12項、73.15項、73.17項、**73.18項**、

非鉄卑金属製のこれらに類する物品

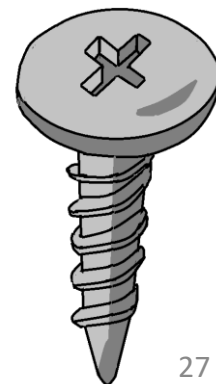
卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（91.14項参照）を除く。）ほか

16部注1(g) この部には、次の物品を含まない。

「第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）」

73.18項の規定「鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品」

→73.18項（7318.15）
に分類される。

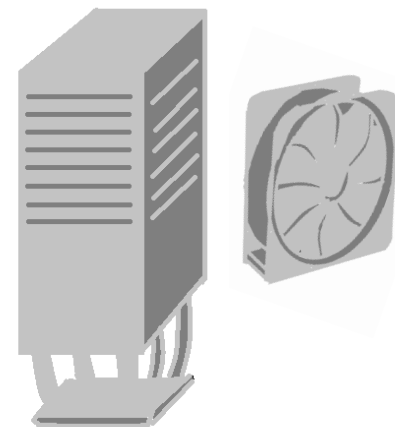


2. ケーススタディ

例 2

ステップ1：物品の把握

中央処理装置（CPU）冷却システム



原材料及び性状：ファン、アルミ製ヒートシンク、ファン固定用ブラケット、CPUソケットに取り付けるためのねじ付きファスナー、プラスチック製ファスナー、金属製のねじ穴付きユニバーサルプレート、ねじ、サーマルペーストから成る冷却システム

製法：ファンは専用のブラケットでヒートシンクに取り付けられる。

用途：コンピュータ内の熱を除去・分散する。ヒートシンクはCPUから生じた熱を吸収し、ファンは熱を分散するための空気の流れを作り出す。

2. ケーススタディ

例 2

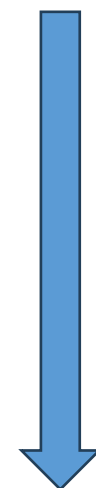
ステップ 2 : 候補となる項の特定

分類する物品が、関税率表のどの所属区分に該当するかの候補の検討を行う

まず、第16部注 2 から検討



- ①除外規定を確認（汎用性の部分品等）
- ②第16部注 2 (a)該当する項
- ③第16部注 2 (b)特定の機械に専ら又は主として使用
- ④第16部注 2 (c)他の部分品



順番に検討

2. ケーススタディ

例 2

ステップ 3 : 分類の決定

①除外規定を確認（汎用性の部分品等）

⇒該当しない

②第16部注 2 (a) 該当する項

⇒該当しない

③第16部注 2 (b) 特定の機械に専ら又は主として使用

⇒**該当する**

当該規定に「(a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（省略）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31 項、第84.48項、第84.66項、**第84.73項**、第85.03項、第85.22 項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。」とあり、自動データ処理機械の部分品である本品は第84.73項に分類されると考えられる。

2. ケーススタディ

84.73項 第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

(…)

8473.30 第 84.71 項の機械の部分品及び附属品

✓ 本品は、84.73項 自動データ処理機械の部分品として分類する。

3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

品目分類に関する事前教示照会について

輸入の場合

- ・事前教示には、文書と口頭（Eメールを含む）があること
- ・文書照会の対象となるのは、輸入予定の貨物であること
- ・照会にあたって必要となる情報が貨物によって異なること（文書照会の記載例が、必要な情報の参考となること）
- ・原産性の確認のためには、すべての原材料についてHSコードを特定する必要はないこと、特定を要する場合にも、必要な桁数は異なること（2桁で足りることもあること）。そのため、まずは原産地規則を確認すべきこと。

3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

輸出貨物の分類の照会

輸出を予定している貨物の輸出統計品目表上の所属区分について、口頭（電話や税関の窓口での照会）又はEメールで照会を行うことができます。

必ずお読みください。

- ・本照会は輸出申告にあたって適用される輸出統計品目表上の所属区分を対象としたものであり、**本照会に対する税関の回答は輸出相手国の税関における取扱いを保証するものではありません。**輸出相手国の税関における分類や関税率等についてあらかじめ確認したい場合には、輸出相手国の税関における事前教示制度の利用をご検討ください。
- ・本照会に対する税関の回答は提供いただいた情報に基づく限りの回答であり、事前に税関の回答を得ている場合であっても、輸出申告の際に、関係書類の提出や検査が必要となる場合があります。
- ・照会内容によっては回答までに時間を要する可能性があります。時間に余裕を持った問い合わせをお願いします。

お問合せ先

▶ [品目分類や関税率などについての照会](#)

Eメールをご利用の場合には、以下の「照会の流れ」及び「注意事項」をご確認のうえ、お問い合わせください。

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/ex_bunruishokai.htm

照会日 _____

照会者の氏名 _____

住所 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先メールアドレス _____

輸出入者符号 _____

照会目的（①輸出統計品目表適用上の所属区分、②原産地規則適用）

（②の場合、必要なHSコードの桁数）

貨物の名称
（型番・銘柄） _____

単価 _____

仕向地 _____

輸出予定官署 _____

類似貨物に係わる輸出実績の有無 _____

照会貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）及び
輸出統計品目表上の所属区分等に関する意見

Eメール等を利用し た貨物の税番・税率 の照会

貨物の説明（製法、
性状、成分割合、
構造、機能、用途、
包装等）は、物品
の把握に必要！

=====

本照会は下記のいずれにも該当しないことを確認しました。

- ① 架空の貨物に係る照会
- ② 輸出申告中の貨物に係る照会
- ③ 輸出しようとする貨物の輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人以外による照会

確認 はい いいえ

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/email_form.txt

3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

関税率の調べ方



税関HP (<https://www.customs.go.jp>)

①



HPの中央部分の四角いタブの
「品目分類について調べたい」をクリック

②



▶ [実行関税率表（2025年4月1日版）](#) **NEW**

注）目的に応じて対象の実行関税率表を選択してください。

③

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品 [部注](#)

分類		類注	税率
第39類	プラスチック及びその製品	類注	税率
第40類	ゴム及びその製品	類注	税率

調べたい類の税率をクリック

3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

回答事例の調べ方

調べたい材料や産品が何類のものか分からない時には、「事前教示回答（品目分類） 検索画面へ」が便利です。



①

品目分類について調べたい

- > 実行関税率表
- > **事前教示回答（品目分類）を調べる**

× 閉じる

事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）では、公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）が検索できます。

[事前教示回答（品目分類）検索画面へ](#)

[検索キーワード集](#)

②

事前教示回答事例（品目分類関係）

検索 セット

品目分類及び税率を調べる（関税分類検索へ）

※ 検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

● 全項目
公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報が検索されます。

□ 複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース（空白）を挿入してください。

□ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

○ 一般的品名
一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

□ 複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース（空白）を挿入してください。

□ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

一般的品名のところを「●」
キーワードを入力した後、検索タブ
をクリック

例）一般的品名に「コップ」と入力

事前教示回答事例（品目分類関係）

検索結果： 2 件見つかりました。

[検索に戻る](#)

2 件中の 1~2 を表示

※ 税番を選択すると事前教示回答事例の詳細な内容が参照できます。

税番	一般的品名	貨物概要	登録番号	処理年月日
3923.90-000	プラスチック製コップ	多泡性のプラスチック製使い捨て容器。性状：白色、取っ手無しのコップ。コップの外側にデザイン印刷あり。材質：ポリスチレン系樹脂（多泡性）。サイズ：容量600ml、高さ14.9cm、直径：上部8.6cm、下部6.3cm。用途：液体を採取、保管する容器（使い捨て）。包装：750カップ/段ボール。	121000780	20210315
		プラスチック製のドリンクサーバーとコップを模したものの性状：（ドリンクサーバー）ドリンクサーバーを模した形状で、2つのボタンを有する。（コップ）外側にシール。		

各税関お問い合わせ窓口一覧（HSコード関連）

HSコードに係るお問い合わせ（事前教示照会等）は、輸入申告予定税関の**関税鑑査官部門**までお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	0138-40-4716	hkd-gyomu-ksnsa@customs.go.jp
東京税関	03-3529-0700	tyo-gyomu-info@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6156	yok-kansakan@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4139	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3371	osaka-bunrui@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3118	kobe-bunrui@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8373	moji-kansakan@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8669	nagasaki-kansakan@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

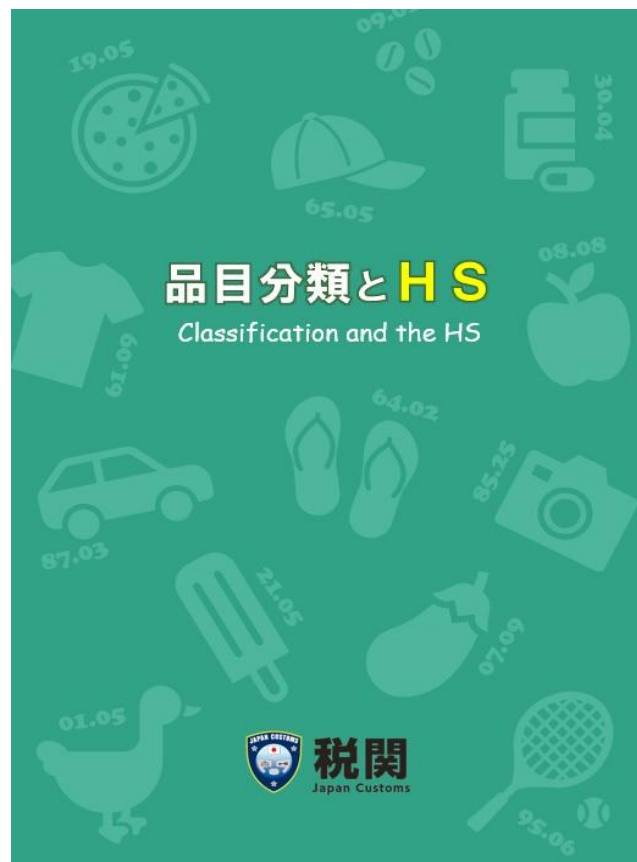
各税関お問合せ窓口一覧（原産地関連）

原産地に係る事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、輸入申告予定の税関の（首席）原産地調査官部門までお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函 館 税 関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東 京 税 関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横 浜 税 関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋 税 関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大 阪 税 関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神 戸 税 関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門 司 税 関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長 崎 税 関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖 縄 地 区 税 関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

(参考) 3. 事前教示制度の利用方法・便利ツールの活用

品目分類のルールやHSの概要、事前教示制度等の品目分類についての基本的な情報をまとめた資料



URL

http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/bunrui_hs.htm#sankou

ご清聴ありがとうございました

